

者が出て来るまでの間に蒸氣の温度を数時間前から少数の者で上げて、そうして皆んなが出て来たときに直ぐいろいろ仕事ができる、つまり船などの場合、それが画一的にそういうように決まつたために、皆んなが出て来てその蒸氣が上るまでは何も仕事がないというような実例、いろいろ現地ににおいては却つて能率が下つていような場合がしばしば、実際にあるということであり、殊にこの四十八時間のいろいろの規定は、一分でも遅れば給料の差引になるというこの面であり、従來の慣例によりまして、概ね各都市の汽車の発着時間というものが決められておつたのでありますが、この改正によつてこの汽車時間等が同時に直つておりません。そのために汽車通動している者などの困難が非常なものであります。殊に戦災を受けた都市などでは、例えば青森のごときは二時間以上も先から相当数の者が通つてゐるのであります。この人々の苦しみは誠に想像以上であります。凡そこういうような時間改正をせられる場合には、特殊的地域を十分に調査をし且ついろいろの條件をできるだけ勘案してやらないといふと、末端においては却つてそのために非常に勤務の意欲が低下して、逆に政府当局を恨むというやうな感情が非常に強くなり、この点には我々も十分政府当局に対して考慮を促さなければならぬことと考えて参りました。何せ四十八時間のために、殆んど寒地帯における公務員の事情は家庭の、つまり主婦にまで相当の、朝早く起きるとかそういう面では非常に負担を掛け、更にもつと寒い所になり出すという燃料の費用等が相当に余計

掛かるのであります、というやうな経済的面的影響も相当考慮しなければならぬものと考えて参つた次第であります。いづれにいたしましても東北、北海道地方における勤務時間は全國画一的であつてはならぬということを痛切に考へて参りました。次に寒地の手当の問題であります、寒地手当は別に制度化しておるわけではありません。併しながら実際には北海道における石炭手当その他内地の担当の各縣においての寒地手当の支給は一昨年来實際には支給されておるのであります。即ち北海道においては、一昨年は一世帯に三千円、昨年は政府の予算が約一世帯五千八百円、独身者には千八百円というやうな予めの案を立てておつたのであります、これが遂に実行に移されなかつたけれども、實質には十数億の國費がこの石炭手当と寒地手当に支給されておるのであります。この点につきましては、この寒地に勤務しておる者はただ燃料ばかりでなく衣料においても更に又食糧等の点においてもいろいろ寒地なるが故に経済的の負担、又は勞務負担、例えば屋根の雪降しとかいふやうな些末な点にまでいろいろ負担が重いのであつて、これはどうしても制度化して貰ひたい、年々いろいろ懇願し要請をしておりませんが、非常に不定期であり、そして不安を感じておるのであるからして制度化して貰ひたいといふことの要請は全部の聲であります。このことについて公務員側の方では統計資料をも蒐集し更に法案等の準備もしておるやうに聞いておりました。いづれにしても國會がこのことを採り上げて一日も早くこの公務員に安心をさせるというこ

とが急務であると考へられるのであります。次に給与の問題であります、先程法改正後におけるところの給与の裏付けが實質には伴つておらんと申上げましたことは実は六千三百七十四円に相成りまして、皆さんは十二月一日からこのベースがそのまま完全にその公務員の手に入つておることとお考へになつておると思つておると思いますが、實際においてはそうではありません。例へば全通信労働組合、いわゆる通信省関係の労働者等はいわゆる間接給等を受けまして一月の上期におけるところの俸給袋が却つて赤字になつておるといふやうな実例を我々が各地でこれを聞き、且つそれが實際であることを見て参りました。間接給の再計算というやうなことが今回の私共の視察調査において驚くべき事実として見て参つたのであります、このことはすでに先般新聞にもござりましたやうなフーパー氏から人事院宛の書簡の内容にも一端を伺われるのであります、公務員のこの再調整その他再計算等における結果としての俸給袋が空になつておる、少くなくおつておるといふことについては政府はいつの間にか、こういふやうなことをやつたのだといふやうに、非常に政府に対する一つの不信といえます、か、そういう項目を我々が見るのであります、私共國會でもこの点については政府からベテンにかけられたといふやうな感じを私共未だにこれを拂拭するわけには参らない、このような事情にあつて数十万の政府職員が、誠に私共、公務員法改正の結果、公務員の給与、福利、厚生というものが完全に

よくなるのであると考へましたが、逆の結果を現地に於いてまづ／＼と見せつけられて参つたのであります、これは取りもなおさずこのやうな條件が公務員法改正は人権の極端な東縛であり、その結果としてこのやうな給与状態というものがあつて、公務員が國家に対する不平不満の度合は察するに余りあるものであります、従つて公務員の今日の勤務の状況は時間では成程四十八時間に延長いたしましたけれども、勤務の能率、その他精神的原因による一つのサボとも申します、そのために能率は上つておりません。逆に時間延長をいたしておりますけれども、能率が逆に低下しておるやうな状態は各所において見られたのであります。次にこの厚生の部門であります、これは最早、私は申上げるまでもなく誠に不完全、不備というよりも、全くこれは関心が持たれておらない、政府によつてこの点は関心が持たれておらないといふことであります。以上概括申上げましたが、特に地方公務員の諸君に対する注意は住宅の問題、それから給与の問題については、只今申上げたやうな外に超過勤務の場合における手当、つまりオーバータイムの手当、こういうものは地方末端に行けば行く程予算が廻つて行つておりません、この点については十分に我々は関心を持つて中央におけるいろいろな特權と申しますか、そういうものを排除いたしまして、こういう超過勤務に対する手当等は、ともかくにも働いたならばこれはやるという建前になつておることを実行しない限りにおいては、いかに口先ばかりで善導

をいたしましたも、公務員の勤務意欲は萎がらないといふことを痛切に感ずるのであります。今回の調査の結果といたしましては、以上申上げるやうな事情であり、決してこれは公務員の代弁をしておるのではなくて、私共實際の具体的な実例をしばしば見せつけられて非常に驚いたやうな次第であります。詳細に亘りましては、別に報告書を印刷いたしまして皆様にお渡しすることに相成つておりますので、御高覧をお願いしたいと存じますが、大体において、この六千三百七十四円というこのベースが公務員の生活を支えるには不十分である、今月の実情においては公務員の生活を支えるには不十分である。そればかりでなく、今申上げるやうな非常に地域的、特殊地域の關係方面においてはもう一段と十分な注意を拂つて考慮をしなければならぬといふことであります。尚これは教員の場合の問題であります、教員の方では、御案内の通り一月中旬に國家公務員から地方公務員に移されたのであります、現在にいたしてこのベースの切替が行われておらないといふことであります。そのために地方の、つまり多くの従來からの教員、公務員の諸君もやはり切替が行われないやうな実情にありますので、この点はやはり我々としても人事院をして早くこのことを行わせるやうに勧告しなければならぬといふやうに考へております。尙教員の場合におけるところの職階制であります、現在のやうな級別では、教員には適しておらないやうに見受け参つたのであります。例えば三級という面では、大体小使とか掃除婦とかというやうな者であります、地方における実

情は助教などが三級になつておるといふような実情でありまして、これはやはり教員に対処するところの俸給の別表というものを作り、教員の実情に即するようになければならないのではないかと、いふようなことが痛切に考えられるのであります。以上簡単にありますが、我々の視察の概要を御報告申し上げる次第であります。

○大山安君 只今木下委員から報告がありました。職員が六千三百円のベイスでは不足であるというようなお言葉がありました。これについてちよつと補足したいと思ひます。この六千三百円で不足であるということは、寒冷地であるから……國家全体から申しまして一般的の六千三百円というときには、多角的に出費するものであるから不足である、こゝういふような意見でありました。これはただ單に六千三百円が不足だといふ意味ではなく、寒冷地であるからいふ／＼の特別の出費をするから同じ六千三百円では不足である、こゝういふことであります。

○委員長(中井光次君) 尙先程御決定を願ひました國家公務員法の一部を改正する法律案の中、「附則」とありますところを、「第三次改正法律附則」、こゝういふように改めることが適當と思ひますのでさうにいたしますから御了承願ひいたします。

それから実はこの法案は、只今渉外課長にお願ひして大体の御了解を得ておりますが、正式の承認を得る手續をとつておりますから、この点も御了承願ひしたいと思います。

それから、この法案が只今皆さんの御決定を得ましたので、本會議における説明その他は委員長に御一任願ひう

とに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) それから衆議院の方に対しては、昨日午後五時でありましたが、大体皆さんにお手配すると同時に、専門家の者を呼びまして連絡をとつております。さうして成るべく委員会で今日私の方が決定いたしましたら、明日の本會議に上せて頂きたい、衆議院は公団の延期の法律案を明日中にやはり上げて頂きたいという希望を政府が持つておられます。この法案も同時に併行してやつて頂きたいと我々の方は希望を申出ております。尙只今の御報告につきまして何かお尋ねがございましたら……。

それでは本委員會はこの程度において閉会いたします。

午前十一時二十二分散会

出席者は左の通り

委員長 中井 光次君

理事 木下 源吾君

小串 清一君

宇都宮 登君

委員 木村三郎君

佐々木鹿藏君

大山 安君

寺尾 博君

羽仁 五郎君

岩男 仁藏君

三月二十九日本委員會に左の事件を付託された。

一、國家公務員法の一部を改正する法律案(寺尾博君外十三名發議)

國家公務員法の一部を改正する法律案
國家公務員法の一部を改正する法律
國家公務員法(昭和二十二年法律第百

二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十四号中「三月三十一日限り」を「七月一日」に改める。

第三次改正法律附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十四年四月十二日印刷

昭和二十四年四月十三日発行

参議院事務局 印刷者 印刷局